各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (イタリア産パセリ、タイ産赤とうがらし、中国産レイシ(ライチ)、インド産とうがらし)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号(最終改正:平成25年2月14日付け食安輸発0214第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、イタリア産生鮮パセリ、タイ産冷凍赤とうがらし及び中国産冷凍レイシ(ライチ)において食品衛生法違反の事例があったこと、また、平成24年8月8日付けで食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別表1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

1. イタリアの項中、

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
パセリ及びそ		ジフェノコ	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.01ppm) を
の加工品(簡		ナゾール	によるこ	付け食安発第012	超えるジフェノコナゾ
易な加工に限			と。	4001号「食品に残	ールが検出されるおそ
る。)				留する農薬、飼料	れがあるため。
				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

を追加する。

2. タイの項中、

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
赤とうがらし		ジフェノコ	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.01ppm) を
及びその加工		ナゾール	によるこ	付け食安発第012	超えるジフェノコナゾ
品(簡易な加			と。	4001号「食品に残	ールが検出されるおそ
工に限る。)				留する農薬、飼料	れがあるため。
				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

を追加する。

3. 中国の項中、

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
レイシ(ライ		ジフルベン	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.05ppm) を
チ)及びその		ズロン	によるこ	付け食安発第012	超えるジフルベンズロ
加工品(簡易			と。	4001号「食品に残	ンが検出されるおそれ
な加工に限				留する農薬、飼料	があるため。
る。)				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

を追加する。

4. インドの項中、

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
とうがらし及		トリアゾホ	別表2の3	平成17年1月24日	基準値 (0.02ppm) を
びその加工品		ス	によるこ	付け食安発第012	超えるトリアゾホスが
(簡易な加工			と。	4001号「食品に残	検出されるおそれがあ
に限る。)				留する農薬、飼料	るため。
				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

製品検査の対	条件	検査の項目	試験品採取	検査の方法	検査を受けることを命
象食品等			の方法		ずる具体的理由
とうがらし及		トリアゾホ	別表2の3	平成17年1月24日	基準値(<u>0.01ppm</u>)を
びその加工品		ス	によるこ	付け食安発第012	超えるトリアゾホスが
(簡易な加工			と。	4001号「食品に残	検出されるおそれがあ
に限る。)				留する農薬、飼料	るため。
				添加物又は動物用	
				医薬品の成分であ	
				る物質の試験法に	
				ついて」によるこ	
				と。	

に改める。